

経営会議の内容

件 名	大和州市税条例の一部改正（固定資産税のわがまち特例等を規定）について
所 管 部	総務部 資産税課、市民税課、収納課
日時・場所	令和2年 10月15日（木） 15：55 ～ 16：20 研修室
出 席 者	市長、副市長、教育長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、資産税課長、市民税課長、収納課長
提 出 理 由	地方税法の改正に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・ 個人市民税の寄附金税額控除について、市民税全体の控除額はどの程度を見込んでいるのか。また、控除を受けるためには確定申告の際に申請する必要があるのか。 （所管部）大和市民がどのイベントのチケットを購入しているのかを把握することは困難なため、額の見込みは立てられないが、この件に関する問い合わせは今のところなく、申請件数は少ないと考えている。仮に、シリウスでのイベントの1万円のチケットで1,000枚分の控除が申請されたとしても、市民税の控除額は約48万円であり、市民税全体に対する影響は小さい。また、控除を受けるためには確定申告時の申請が必要である。 ・ 個人市民税の寄付金控除について、影響は少ないにしても税収入が減ることに対して、交付税措置等、国からの補填はあるのか。 （所管部）現時点で国からの補填は示されていない。 ・ 固定資産税のわがまち特例について、水力発電設備の特例割合を変更することのだが、大和市において対象となる5,000kw以上の水力発電設備の設置は見込まれるのか。また、設置が見込まれないとするのであれば、わがまち特例として規定する必要があるのか。 （所管部）現状、対象となる水力発電設備はない。しかし、大和市と同様に対象となる設備がなくても条例で規定している自治体はあり、設置の可能性がないと言い切れない限りは条例に規定する必要があると考える。 ・ 平成30年3月の地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令公布に基づき個人市民税の均等割の非課税基準の引き上げが実施され、令和3年課税から適用されるとのことであったが、政令公布から適用まで期間が空いているのはなぜか。 （所管部）平成30年3月の地方税法の改正は様々な部分に影響を及ぼすものであったため、地方自治体側で十分な準備期間を確保できるように配慮されたためである。
会議結果	案のとおり、進めていく。